静岡県における障害者スポーツセンター機能の 整備に向けた基本構想

令和6年2月 静岡県

目 次

第1	l 章 目的・位置づけ	1
	本構想の位置づけ	
	本構想策定にあたっての基本認識	
第 2	2章 パラスポーツ振興の現状・課題	4
	本県におけるパラスポーツの現状・課題	
第3	3章 本県における障害者スポーツセンター整備の在り方	14
2	本県における障害者スポーツセンターの整備パターンと地域資源との連携	15
第4	4 章 障害者スポーツセンター整備の方向性	17
	基本コンセプト ~障害者スポーツセンターの整備により目指す状態~	
	期待される機能	
3	必要な人材、施設・設備	20
4	立地条件	22
第5	5章 今後の事業工程・検討事項	23
参え	考資料	24
	マスパー スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ概要	
	ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ設置要綱	
	ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループの概要	

第1章 目的・位置づけ

1 本構想の位置づけ

東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、国により「第3期スポーツ基本計画」や「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)」がまとめられ、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の必要性が再認識されています。

静岡県(以下「本県」という。)においても「静岡県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを通じた 共生社会の実現のため障害者スポーツの振興に向けた取組を行っており、障害の有無に関わらず、いつ でも、どこでも、誰もがスポーツを楽しめる環境を創るために、令和4年度には有識者による「静岡県 パラスポーツ推進協議会」において取組の報告書がまとめられ、さらに令和5年度には「ふじのくにパ ラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループ」において、障害者スポーツの活動拠点の 在り方について検討が進められてきました。

本構想は、関連計画及び本県における協議会の報告書、コンソーシアム環境整備ワーキンググループにおける検討を踏まえ、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、本県における障害者スポーツの環境整備を進めるため、障害者スポーツセンター機能の整備に向けた考え方を示すものです。

静岡県 玉 静岡県スポーツ推進計画(令和4年3月) 第3期スポーツ基本計画(令和4年3月) パラスポーツの推進による共生社会の実 現に向けて(令和5年3月 静岡県パラス 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム ポーツ推進協議会報告書) 報告書(高橋プラン)(令和4年8月) 「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシ アム」環境整備ワーキンググループ検討 スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ (令和5年度) 振興ワーキンググループ中間まとめ(令和5年6月) 静岡県における障害者スポーツセンター機能の 整備に向けた基本構想(本構想)

図表1 本計画の位置づけ(令和6年2月時点)

2 本構想策定にあたっての基本認識

(1) 障害者スポーツの振興は、共生社会の実現に寄与するもの

障害者スポーツの振興は、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会を実現することに通じ、そのために、すべての人が身近なところでスポーツを実施できる環境が必要になります。

障害者スポーツ振興施策の展開は、あらゆる人がスポーツに参加できる環境の整備に寄与し、こうしたスポーツ環境を実現することで、社会の多様性が確保され、新たな交流や価値の創造にもつながり、 共生社会の実現に加えて、QOL を高めることや Well-being の実現にも資することになります。 障害者スポーツ振興施策の展開にあたっては、健常者と障害のある人のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、国、地方公共団体、スポーツ団体及び民間企業等が連携して持続可能な形で推進する体制を構築する必要があります。また、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、場にとらわれないスポーツの推進や DX 等の活用も含め、多面的に取り組むことも肝要です。

こうした取組を入口に、障害のない人とある人がともに楽しむ多様なスポーツ活動が展開され、スポーツを通じた共生社会が実現すると考えます。

(2) 本県の特性等を踏まえた障害者スポーツセンターの整備・運営を目指す

(1) のような環境を実現するためには、すべてのスポーツ施設やスポーツクラブで障害のある人がアクセスしやすい環境を整備することや、すべての人に対して障害のある人の施設利用に係る理解を促すことなど、幅広い取組が必要になります。これらを総合的に進めていくために、地域で障害者スポーツの取組を支える機能(= 障害者スポーツセンター)を着実かつ計画的に整備することが重要です。

障害者スポーツセンターは、地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点で、障害のある人にとってスポーツを実施する拠点となるだけでなく、障害者スポーツ指導者等関係者の活動拠点や、保管場所の確保や持ち運びが難しい用具の保管場所となり、また、情報拠点にもなるなど、障害者スポーツの普及に関する様々な機能を有するものです。本県の特性やパラスポーツの現状及び課題、障害者スポーツセンターの在り方の検証を踏まえ、本県が真に必要とする障害者スポーツセンター機能の整備・運営を目指します。

なお、令和5年6月にスポーツ庁がとりまとめた「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ(以下「中間まとめ」という。)」によると、「<u>障害者スポーツセンター</u>」とは、単に障害者専用又は優先スポーツ施設を表すものではなく、県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的なものを表します。こうした障害者スポーツセンターを中心に県全体での障害者スポーツ振興を実現するために、次の3点を基本方針として定めます。

基		

障害のある人が、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整備する

基本方針2

県、市町、民間の既存施設や新設予定施設等を活用し、相互に補完し合う 仕組みを検討する

基本方針3

県、市町、関係団体、民間等が連携して、障害のある人のスポーツ活動を 支援する仕組みを検討する

【障害者スポーツセンターに関連する動向】

現在、全国で 17 都道府県・25 施設が公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「日本パラスポーツ協会」という。)の障害者スポーツセンター協議会に登録。国の方針として、広域レベル(都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル)ごとに1つ以上整備していくことが推進されている。

【日本パラスポーツ協会の障がい者スポーツセンター協議会の登録要件】

①原則として都道府県・指定都市が設置し、かつ専門の指導員を配置し、日常的に障害者のスポーツ指導 を実施していること。

②原則として体育室、プール、トレーニング室等が設置されていること。

(令和5年6月時点)

(3)「障害者スポーツ」と「パラスポーツ」の名称について

「障害(がい)者スポーツ」と「パラスポーツ」という名称について、未だ混在して使用される状況にありますが、「パラスポーツ」という言葉の使用が今後増えていくことが想定されることから、本構想においては、固有名詞として使用するもの以外は、原則として、「パラスポーツ」という言葉を使用することとします。

また、本構想においては、「障害者スポーツ」及び「パラスポーツ」いずれも、すべての障害種を対象としています。

【パラスポーツの名称に関する関連動向等】

日本パラスポーツ協会は、主に以下の理由により、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」から現名称へ変更(令和3年10月1日)。

- ① 最近のテレビや新聞報道等において、障害者スポーツに関するニュース等では「パラスポーツ」という名称が多用される等、「パラスポーツ」という名称が社会的に日常化してきていること。
- ② 最近の障害者スポーツの中には、健常者も入れてプレイする競技も増えはじめ、パラスポーツとして健常者も一緒になって進めていくことが共生社会実現に向けて望ましいこと。

また、協会の名称変更に伴い、協会でこれまで使用している「障がい者スポーツ」は、基本的にパラスポーツと呼称していく、資格制度などの名称変更については、今後関係者の了承を得たうえで変更していく予定となっている。

出所:日本パラスポーツ協会(JPSA)「名称変更について(お知らせ)」

第2章 パラスポーツ振興の現状・課題

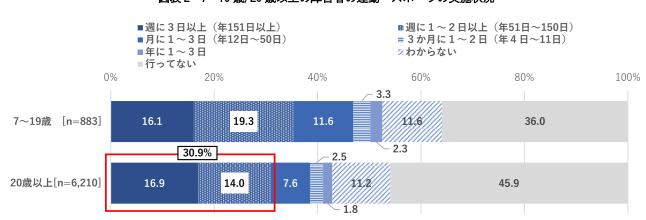
本章では、国内及び静岡県のパラスポーツの現状・課題について、スポーツ庁や日本パラスポーツ協会等の調査を基に整理する。

1 国内のパラスポーツの現状・課題

(1) 国内のパラスポーツの現状・課題

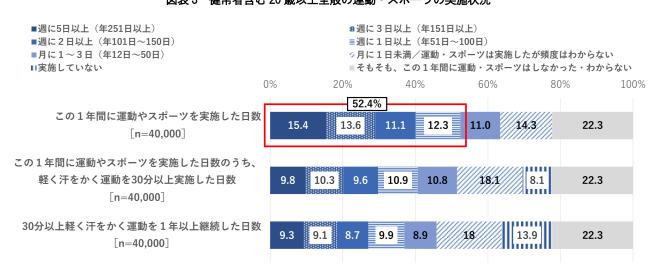
■ 障害のある人の運動・スポーツ実施率は依然として低い

障害がある 20 歳以上の週 1 日以上の運動・スポーツ実施率は、合計 30.9%(令和 4 年度)となっており、健常者含む 20 歳以上全般の実施率 52.4%(令和 4 年度)と比較して低い現状にある。



図表 2 7~19歳/20歳以上の障害者の運動・スポーツの実施状況

出所:スポーツ庁「令和4年度障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」をもとに作成



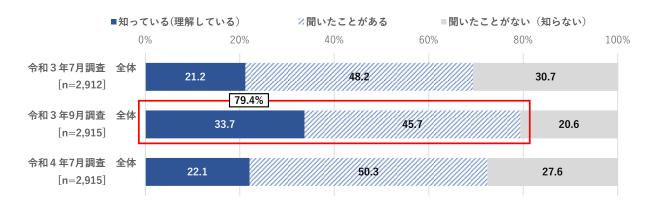
図表 3 健常者含む 20 歳以上全般の運動・スポーツの実施状況

出所:スポーツ庁「令和4年度 スポーツの実施状況等に関する世論調査」をもとに作成

■ パラスポーツは社会全体へ着実に普及しているものの、直接の観戦や実施経験は少ない

パラスポーツの認知度は東京 2020 パラリンピック競技大会の開催を機に高まっており、大会直前(令和3年7月調査時点)に、「知っている」「聞いたことがある」の合計が 69.4%であったものが、大会直後(令和3年9月調査時点)では 79.4%と 10%増加している。

一方で、障害のある人と一緒にスポーツを行うことや、大会を直接観戦すること、スポーツ指導やボランティア等で関わること、スポーツ体験イベントや講演会に参加することはいずれも約1%~2%となっており、パラスポーツの活動に関わる人は限られている。



図表4 パラスポーツの認知度

出所:日本パラスポーツ協会(JPSA)「パラスポーツの振興・共生社会の実現に係わる意識調査」をもとに作成



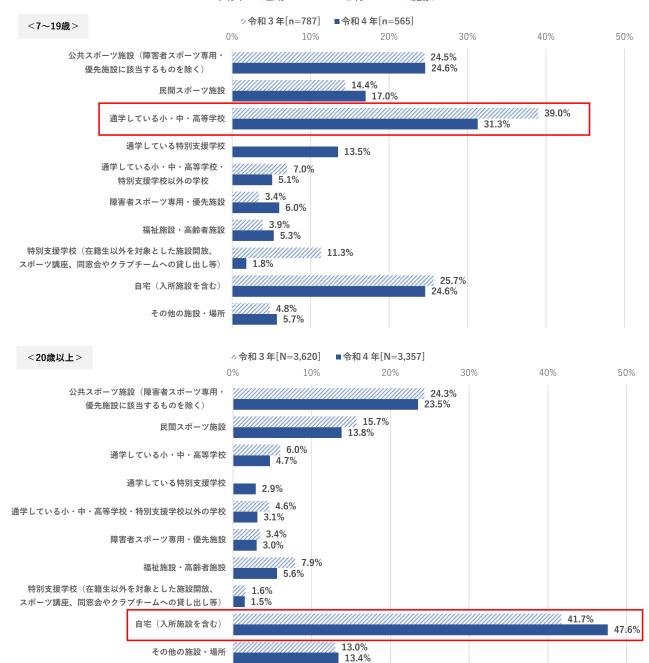
図表 5 パラスポーツとの関わり

出所:日本パラスポーツ協会(JPSA)「パラスポーツの振興・共生社会の実現に係わる意識調査」をもとに作成

■ パラスポーツの実施環境としては学校施設や公共スポーツ施設の役割が大きいが、更なる整備・拡充が重要な課題となっている

障害のある人が運動・スポーツを行っている施設(令和4年度)については、 $7 \sim 19$ 歳では「通学している小・中・高等学校」が 31.3%と最も多い。「通学している特別支援学校(13.5%)」や「通学している小・中・高等学校・特別支援学校以外の学校(5.1%)」を含めると約半数を占め、学校施設の役割が非常に大きくなっている。また、20 歳以上では「自宅(入所施設を含む)」が 47.6%と約半分を占めており、自宅以外の活動場所が不足していることが推察される。

なお、「公共スポーツ施設」は $7 \sim 19$ 歳で 24.6%、20 歳以上で 23.5%と比較的比率が高く、年代を問わず重要なパラスポーツの実施施設となっているが、更なる拡充が求められる。



図表6 運動・スポーツを行っている施設

出所:スポーツ庁「令和4年度障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」をもとに作成

■ パラスポーツ指導員の数は概ね横ばいで推移している

全国の日本パラスポーツ協会公認のパラスポーツ指導員登録者数は令和5年3月31日時点で26,547人、うち初級パラスポーツ指導員が21,450人、中級パラスポーツ指導員が4,209人、上級パラスポーツ指導員が888人となっており、各地域におけるパラスポーツ振興を支える存在として活動している。

なお、直近5年間で指導員数は、全体では概ね横ばいで推移している。

図表7 日本パラスポーツ協会公認指導者登録者数(人)

資格名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
初級パラスポーツ指導員	21,448	22,035	20,456	20,945	21,450
中級パラスポーツ指導員	3,731	4,095	4,031	4,167	4,209
上級パラスポーツ指導員	843	862	831	841	888
計	26,022	26,992	25,318	25,953	26,547

出所:日本パラスポーツ協会 IP より注1:数字は各年度3月末時点

注2:令和4年より「日本障がい者スポーツ協会」は「日本パラスポーツ協会」に変更

2 本県におけるパラスポーツの現状・課題

(1) 本県におけるパラスポーツの現状・課題

■ 障害のある人は約19万人であり、特に知的障害・精神障害のある人の数が増加傾向にある

令和5年3月31日現在、本県内の障害のある人は、西部地区(浜松市等)は76,124人、中部地区(静岡市等)は65,805人、東部地区(沼津市・三島市等)は45,713人、賀茂地区(下田市等)は4,754人となっている。身体障害のある人数は減少傾向にあり、知的障害のある人と精神障害のある人の数が増加傾向にある。

うち、身体障害のある人は、65歳以上の割合が平成26年の69.5%から令和2年には72.5%へと3ポイント増加し、高齢化が進んでいる状況である。また、知的障害のある人は、重度者が平成26年の28.1%から令和2年には32.7%へと4.6ポイント増加し、重度化が進んでいる。(出所:静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン」)

■ 障害のある人のスポーツによる社会参加は少なく、更なる裾野拡大が求められる

障害のある人の日常における運動・スポーツの実施状況を示すものとして、最近 1 か月間に行った社会参加(複数回答可)においては、スポーツは 9.6% との回答がなされている。前回調査(14.0%,H28 実施)より低かったものの、今後したい社会参加では、17.2% と前回(16.2%,H28 実施)とほぼ同程度の回答があった。(出所: 静岡県「障害のある方の実態調査 2021 年度」2)

県内の競技スポーツにおいては、静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)が毎年実施されており、令和4年度第23回大会の参加者数は1,887人である。

¹ 図表2の全国調査では、障害がある20歳以上の週1日以上の運動・スポーツ実施率は、合計30.9%(令和4年度)となっているが、調査対象者や実施対象とする「運動・スポーツ」の定義の違いが異なるため、単純に比較はできない。

² 調査対象者は、静岡県内に居住する障害のある方10,000人(身体;4,000人、知的3,000人、精神:3000人)で、回収数は4,615件である。

同大会の参加者数については、「静岡県スポーツ推進計画 2022-2025」における指標の一つにもなっており、目標は 3,000 人以上としている。参加者数は、平成 28 年度に 3,000 人を超えたものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、平成 29 年度以降は目標値には達していない。

図表8 静岡県障害者スポーツ大会への参加者数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	目標
3,225 人	2,859 人	2,930 人	2,902 人	454 人	641 人	1,887 人	3,000 人以上

出所:静岡県「静岡県スポーツ推進計画 2022-2025」

■ 県民のパラスポーツの認知度は高いが、パラスポーツへの関わりは限定的である

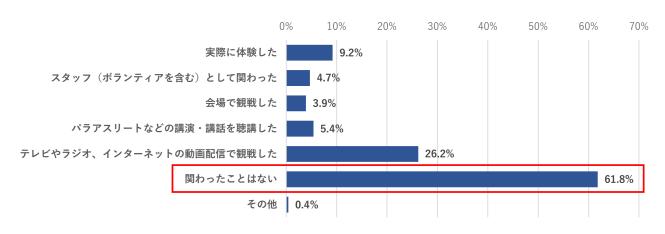
本県の「令和5年度県政インターネットモニターアンケート」によると、パラスポーツを「知っている」と回答した人が91.4%と認知度は非常に高い。一方で、パラスポーツへの関わりについては「関わったことはない」が61.8%と多く、特に「実際に体験した」「スタッフ(ボランティアを含む)として関わった」など直接的に関わったことのある人は10%未満と低くなっている。

図表 9 パラスポーツの認知度 [n=557]



出所:静岡県「令和5年度県政インターネットモニターアンケート」をもとに作成

図表 10 パラスポーツへの関わり [n=557]



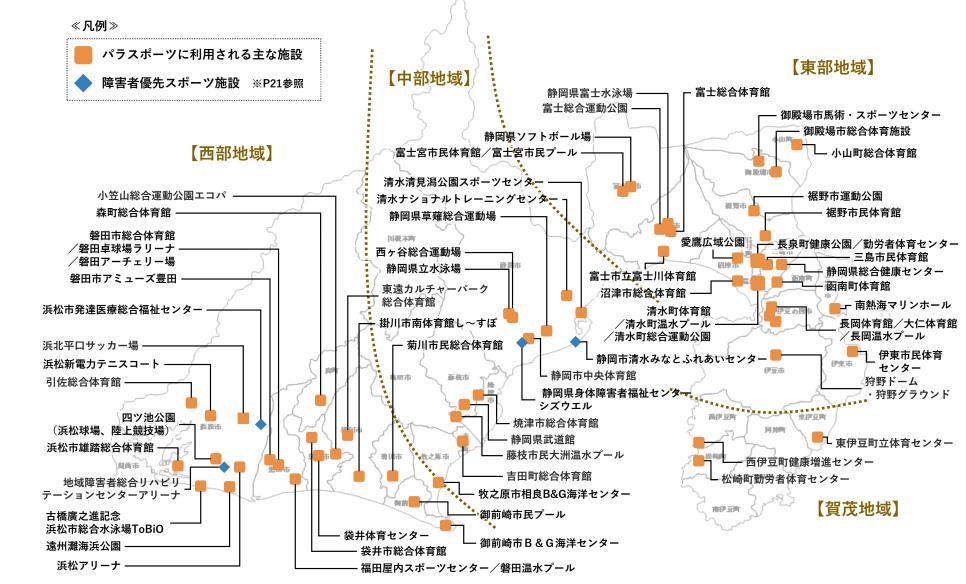
出所:静岡県「令和5年度県政インターネットモニターアンケート」をもとに作成

■ 多数の施設でパラスポーツが実施されている一方で、地域差もみられる

県各地域の多数の施設で様々なパラスポーツに取り組まれているが、西部地域の北部、中部地域の北部、賀茂地域など、取組が進んでいない地域もみられる。

また、笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」によると、全国約 150 施設ある障害者専用・優先スポーツ施設のうち、本県内には官民の 4 施設が立地している。

図表 11 本県内の主なパラスポーツ利用施設



出所:(公財)笹川スポーツ財団 HP 及び県内市町へのアンケート調査(「R5 本県のパラスポーツの実施環境の現状及び在り方に関するアンケート調査」)結果をもとに作成

■ 本県のパラスポーツを支える人材は増加傾向にあるが、地域差は大きい

ふじのくにスポーツボランティアの登録数は、627 人(令和 5 年 10 月末時点)である。東部は 200 人を超えているものの、中部と西部は 200 人に達しておらず、令和 5 年 5 月時点の不足人数である約 75 人ずつを追加した 750 人を 2025 年時点の目標値として設定している。

図表 12 ふじのくにスポーツボランティアの登録数(令和5年10月末時点)

地域区分	東部	東部中部		県外	合計
登録人数	241 人	128 人	129 人	129 人	627 人

また、パラスポーツ指導員については、県から公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会(以下「県障害者スポーツ協会」という。)へ委託し、講習会の開催等による養成が進められており、初級パラスポーツ指導員の登録者数は872人(令和4年度時点)となっている。

図表 13 初級パラスポーツ指導員静岡県登録者数及び講習会受講者数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
登録者数	818 人	889 人	882 人	872 人
受講者数	84 人	29 人	16 人	38 人

注1…各年度3月31日時点の登録者数

■ パラスポーツ実施環境の整備を中心に、県のパラスポーツ振興施策の拡充が求められる

本県では、静岡県障害者スポーツ協会等と連携し、様々なパラスポーツ振興施策を実施している。これまでの取組を着実に継続させるとともに、障害者スポーツセンターの整備を契機に、多様な関係者と連携した総合的な事業展開が期待される。

注2…R2~R4については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、定員を30人(例年100人)とした。

図表 14 本県の主なパラスポーツ振興事業

区分		主な事業・取組(令和4年度実績)	
パラスポーツの	0	巡回指導事業(障害施設等にパラスポーツ指導員を派遣)	
裾野拡大		・35 会場開催、参加者数 701 人	
	0	スポーツ教室の開催	
		・競技別スポーツ教室:130 教室開催、延参加者 1,359 人	
		・重度障害のある人を対象にした各種軽スポーツ教室:4教室、延参加者	105人
	0	わかふじスポーツ大会の開催	
		・12 競技実施、参加選手数 1,887 人、参加役員等 929 人	
	0	初級パラスポーツ指導員養成講習会	
		・参加者数 38 人	等
パラアスリートの	0	障害者スポーツ応援隊	
発掘・育成・支援		・パラアスリートによる講演・実技指導:19 回派遣	
	0	全国障害者スポーツ大会に向けた強化練習会の開催	
		・12 競技、815 人	
	0	トップアスリート支援	等
パラスポーツ	0	用具貸与 等	
実施環境の整備			

主な課題	○ わかふじスポーツ大会参加者数が目標数に届いていない
	○ パラスポーツ指導員の活動機会が少ない 等

<わかふじスポーツ大会>



<障害者スポーツ応援隊>



<初級パラスポーツ指導員養成講習会>



<全国障害者スポーツ大会>



■ 静岡県障害者スポーツ協会を中心に、パラスポーツ振興を担う体制整備が進む

本県では、静岡県障害者スポーツ協会がパラスポーツ振興の中心的な役割を担っており、静岡県障害者スポーツ指導者協議会とともに、各種教室・普及事業の実施等に取り組んでいる。

令和5年8月には、自治体や障がい者団体に加えて、競技団体、民間企業、医療機関、教育機関などパラスポーツに関わるすべてのステークホルダーが結集し、連携して取り組む官民連携組織として「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」(事務局:静岡県障害者スポーツ協会)が発足した。

また、令和5年11月には、パラスポーツに関する相談機能の充実及び情報の一元化によるパラスポーツへのアクセス向上を図り、パラスポーツを通じて社会参加と裾野拡大を推進することを目的に、「ふじのくにパラスポーツ情報センター」(運営:静岡県障害者スポーツ協会)が開所しており、県全体のパラスポーツ振興を担う機能・組織の整備が進められている。

<ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム>



<ふじのくにパラスポーツ情報センター>



(2) 本県のパラスポーツ振興に向けた課題解決の方向性

(1)の課題を解決するための方向性として、地域で取組を支える基盤となるパラスポーツ振興の拠点を着実かつ計画的に整備することが重要であり、そうした拠点には、パラスポーツに関する知見やノウハウが蓄積されていることが必要である。

なお、本県のパラスポーツ振興の取組課題や対応方針については、静岡県パラスポーツ推進協議会「パラスポーツの推進による共生社会の実現に向けて(令和5年3月)」において整理し、3つの「目指す姿」を掲げるとともに、それを実現するための「推進策のテーマ」及び「推進策のテーマ」ごとの課題と推進策が提示されている。

本構想においても、前述のパラスポーツに係る国内・県内動向を踏まえ、この「目指す姿」及び「推進策のテーマ」を引き継ぎ、特に「ハード・ソフト機能の検討」の具体的な推進策の1つである「パラスポーツ優先施設(障害者スポーツセンター)の整備」に向けて、その具体的な要件・整備方針を定める。

図表 15 静岡県パラスポーツ推進協議会が示す3つの「目指す姿」と3つの「推進策のテーマ」

< 3 つの「目指す姿」 >

障害者がスポーツに関心を持ち、 自らスポーツに取り組んでいる 健常者が、スポーツを通じて 障害者を理解し、支えるための 取組に参加する

障害者と健常者が、スポーツを 通じて相互に理解し合い、 尊敬し合える共生社会を創る

<3つの「推進策のテーマ」>

パラスポーツの裾野拡大

【課題】

- パラスポーツへの理解を促進 するための効果的・効率的な 情報発信
- 障害のない人がパラスポーツ に触れる機会を増やしていく とともに、健常者や障害者が 一緒にスポーツに参加する機 会の拡大

【推進策】

- パラスポーツ情報センターの 創設
- 誰もが楽しめるパラスポーツ の普及・理解啓発
- プロスポーツ会場等や県内イベントでのパラスポーツの情報発信

パラアスリートの発掘・育成・支援

【課題】

- パラアスリートの発掘・育成・支援を一層進めるための、 医療、リハビリ機関との連携
- パラアスリートの発掘等につ なげるための、トップパラア スリートの認知度向上

【推進策】

- 医・科学サポート体制の整備
- 医療従事者へのパラスポーツ の情報提供
- トップパラアスリートによる 魅力発信

ハード・ソフト機能の検討 (パラスポーツ環境整備)

【課題】

- パラスポーツができる環境を整えるための、パラアスリート等の意見を踏まえた施設等の整備・改修
- 障害者に広く利用してもらう ための、体育施設管理者のパ ラスポーツに関する理解促進

【推進策】

- パラスポーツ優先施設(障害者スポーツセンター)の整備
- 体育施設管理者へのパラス ポーツ理解促進のための研修 等の実施
- 指定管理者の選定にパラスポーツへの取組を追加

第3章 本県における障害者スポーツセンター整備の在り方

本章では、障害者スポーツセンターの定義、整備パターン、地域資源との連携等について整理する。

1 障害者スポーツセンターとは

「障害者スポーツセンター」とは、中間まとめによれば、単に障害者専用又は優先スポーツ施設を表すものではなく、県域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的なものを表すとされている。

具体的には、下表のとおり障害者スポーツセンターに期待される機能及び必要な人材や施設・設備を 備えることが求められている。

図表 16 障害者スポーツセンターに期待される機能及び必要な人材、施設・設備

●ネットワーク機能	・医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携
	・障害者スポーツ団体、スポーツ団体、スポーツ施設等との連携
	・義肢装具士等との連携 等
●情報拠点機能	・スポーツ実施を促すための情報発信
	・地域のスポーツクラブの活動状況等に関する情報収集及び提供
	・アスリートの競技大会における活躍状況等の情報収集及び発信
	・競技力を求める障害のある人向けの情報収集及び提供
	・視覚障害、聴覚障害、知的障害等のある利用者のための情報保証 等
●人材育成	・スポーツ関係者、教職員、医療関係者等に対する知見等の提供
・関係者支援機能	・地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣
	・「ともに」スポーツを楽しむ機会の創出のための、ノウハウの提供、企画の支
	援、人材の派遣 等
●指導・相談機能	・スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導
	・施設内で行うスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣
	・地域の活動拠点を探すための指導助言
	・スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動
	・必要な用具等の貸し出し、保管
	・スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート等

■障害者スポーツセンタ	マーに必要な人材、施設・設備
●人材	・日常的なスポーツ指導にあたる専門の指導員を定常的に配置していること
	※障害の特性や配慮事項等を踏まえた安全・安心で、障害のある人一人一人に合わせた多様な指導ができることが期待される
	・関係者と連携するためのコーディネーターを定常的に配置していること
●施設・設備	・原則として体育室、プール、トレーニング室等が設置されていること
	・施設がユニバーサルデザイン化されていること
	例:身体障害のある人等のためのトイレ、更衣室、音声や光で緊急事態や避難誘導を知
	らせる装置、用具の保管庫等

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・中間まとめ」をもとに作成

2 本県における障害者スポーツセンターの整備パターンと地域資源との連携

■ 中間まとめの整備の進め方を踏まえ、2つの整備パターンを想定する

中間まとめにおいて、障害者スポーツセンターの整備にあたっては、「施設を新設する方法のほか、既存のスポーツ施設の改修や、既存の他の複数のスポーツ施設にネットワークを形成して活用する方法、また、廃校等遊休施設の活用等も考えられる」とされている。このことから、期待される「機能」、必要な「人材」「施設・設備」を備える障害者スポーツセンターの整備パターンとして、「単独施設型」または「複数施設連携型」が想定される。従って、以下のとおり2つの整備パターンの概念、メリット・デメリット等について比較する。

なお、「複数施設連携型」については、日常的な事業連携や効果的な人材活用の観点から、連携する各施設は近接していることが望ましく、施設間の適切な情報共有や円滑な連携のための体制整備に取り組むことを前提としたうえで、各施設の「近接」の条件として、同一市町内に立地していることが想定される。

図表 17 障害者スポーツセンターの整備パターンとメリット・デメリット

類型	パターン1 (単独施設型)	パターン2(複数施設連携型)		
概要	■ 1つの施設で「機能」「人材」「施設・設備」の全てを備えている	■ 複数施設*で「機能」「人材」「施設・設備」の機能を担う ※近接地での連携が必要		
	障害者スポーツセンター ――――	障害者スポーツセンター ――――		
	人材/施設・設備	機能 人材/施設・設備 (例:体育館)		
概念図	機能 体育館 プール トレーニング室 等	人材/施設・設備 (例:プール) 人材/施設・設備 (例:トレーニング室 ・その他施設)		
~メリット・デメリットの比較~				
メリット	■ すべての機能・サービスが集約されており、 様々なニーズに対応可能で利用しやすい■ 知見、ノウハウの蓄積や集約がしやすい■ 象徴的な施設にすることが可能	■ 複数施設が役割を担うことで、多様な利用 ニーズに対応していくことが可能 ■ 知見、ノウハウの離れた地域への展開も可能 ■ 既存施設の活用により、整備コストを抑える ことが可能		
デメリット	■ 施設から遠い方はサービスを享受しにくい■ 知見、ノウハウが施設から離れた地域へ展開しにくい■ 既存施設の大規模改修や新規施設整備が必要であり、整備コストが大きい	■ 複数サービスを利用する場合には、施設間を 移動する必要がある ■ 単独施設型に比べ、知見、ノウハウの蓄積や 集積がしにくい ■ 複数施設の改修、修繕費用が発生する ■ 事故等が起きた際の責任の所在が明確でない		
備考	■ 東京、横浜等全国26の障害者スポーツセンターは全て単独施設型(令和6年2月時点)■ 本県では存在しないため、整備する場合新設となる■ 本県の既存施設を活用することで整備が可能となる			

■ 多様な地域資源との連携・協働により、パラスポーツ振興を県全体へ波及させる

県全体の総合的なパラスポーツ振興に向けては、障害者スポーツセンターを中心に様々な地域資源 (スポーツ施設、医療・福祉施設等)と連携・協働することによって、パラスポーツへの入口や接点を 拡充するとともに、より身近な地域・場所で障害者スポーツセンターの機能を享受できる環境を整備することが重要になる。

特に、東西に長く半島部もある本県では、デジタル技術の活用を含めて、地域と連携したより柔軟な 支援・サービス提供に取り組むことを重視する。

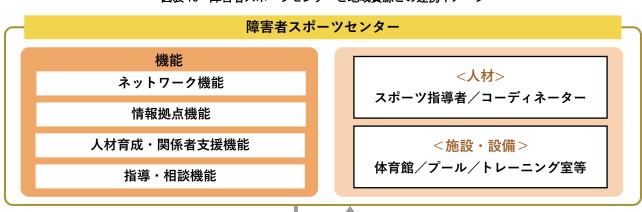
▼地域資源との連携イメージ

- ▶ 地域のスポーツ施設(体育館、プール等)へのスポーツ指導者、コーディネーターの派遣
- ▶ 医療、福祉施設へのパラスポーツに関する知見やノウハウの提供による、身近な相談・支援の窓口の拡充
- ▶ 医療機関等と連携した、より専門性の高い指導・相談プログラムの実施
- ▶ 地域のパラスポーツ活動を担う人材・団体との連携による各種事業の展開 等

▼パラスポーツ振興に関するデジタル技術の活用イメージ

- ▶ リモートでのパラスポーツ教室の開催や専門家による相談対応の実施
- ▶ VR・AR 等を活用した指導教材や体験プログラムの提供
- ▶ リモートでのパラスポーツ観戦機会の拡充
- ▶ 利用可能な施設、団体の活動状況、事業・プログラム等のオンラインでの情報共有、利用ニーズ とのマッチング支援

図表 18 障害者スポーツセンターと地域資源との連携イメージ



多様な地域資源との連携・協働により、パラスポーツ振興を県全体へ波及



第4章 障害者スポーツセンター整備の方向性

本章では、本県において障害者スポーツセンターを整備する際の基本コンセプト、期待される機能、 施設要件、立地条件等の方向性について整理する。

1 基本コンセプト ~障害者スポーツセンターの整備により目指す状態~

■ パラスポーツへの関わり方に応じた多様な機会・環境を提供する

パラスポーツとの接点が少なく関心の低い人から、健康づくりやレクリエーションとして取り組んで みたい人、トップアスリートを目指して競技力向上に取り組みたい人など、パラスポーツへの関わり方 は多岐にわたる。障害者スポーツセンター自身が多様な活動の受け皿になるとともに、あらゆる地域・ 場所において、誰もがパラスポーツとの関わりを広げ、深められる環境の構築に取り組む。

図表 19 パラスポーツへの関わり方に応じて求められる取組・支援の状態イメージ

対象

パラスポーツへの 関心が薄い人

求められる取組・支援の状態イメージ

- 身近な場所や活動のなかで、パラスポーツを知る・体験する機会を数多く提供する
- パラアスリートの活躍を積極的に情報発信し、パラスポーツの魅力を感じてもらう 等

これから パラスポーツを

始めたい人

パラスポーツに 日常的に 取り組みたい人

本格的に 競技力向上に 取り組みたい人

- 活動の場所や機会に関する情報が切れ目なく提供されている
- 障害種や目的に応じたパラスポーツの種目や実施方法を気軽に相談できる
- パラスポーツを体験できる教室等が豊富に提供されており、ニーズに応じたクラブ・サークルと のマッチング等のサポートが受けられる
- 障害種や目的に応じたパラスポーツの活動場所や教室・プログラム等が充実しており、その情報 が誰もが分かりやすい形で提供されている
- クラブ・サークルに対して、人材の派遣や用具の貸出、活動ノウハウの提供等のサポートが提供 されており、継続的な活動や仲間づくりが行われている
- 日常的に、気兼ねなく練習できる場所が充実している
- 県全体・全国のアスリートとともにトレーニングできる合宿機能が確保されている
- 医科学連携による競技力の向上や新たなアスリートの発掘に取り組んでいる

■ パラスポーツを支える官民の資源を集積し、県全体へ展開する

障害者スポーツセンターを拠点として、パラスポーツに関わる、関心のある官民の人材・団体等が集 まり、交流し、互いのニーズ・シーズを共有し合う場や機会を創出することによって、パラスポーツ振 興の担い手となる「人材」、パラスポーツの活動場所となる施設・設備や用具等の「モノ」、事業推進や 体制強化に必要な「資金」、パラスポーツの取組状況や事業・プログラムのノウハウ等の「情報」をはじ めとした多様な資源を集積する。

また、集積した資源を積極的に活用し、障害者スポーツセンターにおける新たな事業開発に取り組む とともに、地域資源との連携を通じて県全体へ展開する。

■ スポーツを通じた共生社会実現のシンボルとしての拠点性を発揮する

障害者スポーツセンターには、パラスポーツを通じた共生社会の実現を牽引する"シンボル"として、 県全体のパラスポーツ振興の機運を高めるとともに、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるユニバーサ ルスポーツの普及・拡大などに積極的に取り組む役割が期待される。

障害者スポーツセンターの整備を契機として、情報発信やイベント実施を継続的に取り組むことで、 施設を中心に生まれる共生社会の輪を地域全体へと広げることを目指す。

2 期待される機能

基本コンセプトの実現に向けて、障害者スポーツセンターに期待されるネットワーク機能/情報拠点機能/人材育成・関係者支援機能/指導・相談機能の4つの機能を、本県の現在の取組状況や課題・ニーズ等を踏まえ、整理する。

(1) ネットワーク機能 :官民の関係者の連携を促し、パラスポーツ振興の基盤を充実させる

本県では、従来からパラスポーツに中心的に取り組む市町やスポーツ協会、競技団体、福祉団体等に加えて、多様な資源を持つ地域の関係者との連携を促進し、一体となってパラスポーツ振興に取り組める体制を構築してきた。

特に、障害のある人がパラスポーツに関わる入口となりやすい医療機関や福祉施設、学校等との連携や、その先の活動場所となりうる地域のスポーツ施設やコミュニティ施設、クラブ・サークル等の活動団体との連携を強化することで、関心を持った人が気軽に始められ、その活動を継続し、パラスポーツへの関わり方を深められるよう、切れ目のない支援を提供できる体制を整えている。

さらに持続的なパラスポーツ振興のためには、行政主導の取組だけでなく、民間企業・団体の巻き込み・連携が重要になる。事業・社会貢献の両面から企業のパラスポーツへの関心を高める働きかけを強化するとともに、関心のある企業に対して、その資源・ノウハウを活かした関わり方を提案することで、積極的な参画を促進する。なお、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムにより、上記の多様な資源を持つ地域の関係者との連携を促進する。

▼「ネットワーク機能」の具体的な取組例

- ・ 医療機関、福祉施設、学校等の施設運営者、関係者との連携強化
- ・ 競技団体、地域のクラブ・サークルとの連携強化
- ・ パラスポーツの指導者、ボランティア、ファンとの連携強化
- ・ 民間企業・団体(施設、設備、用具、その他技術、資金、情報等)との連携推進

(2)情報拠点機能 :パラスポーツへの関わり方に応じて必要な情報を的確に入手できる環境を整える

現在は、県内のパラスポーツの活動状況や活動場所を十分把握できていないため、まずはこれらの情報を一元的に集約することで、利用者に対する情報提供や必要な施策の検討に活用できる情報基盤を整備することが重要である。

そのうえで、パラスポーツへの関わり方(パラスポーツへの関心が薄い人~本格的に取り組む人)に応じて、誰もが容易に必要な情報を入手できるような情報提供・発信に取り組むことで、パラスポーツをより身近に感じられ、パラスポーツにより気軽に取り組める環境を整える。

また、一元的に集約したパラスポーツ活動に関する情報を整理することで、各種事業に関するノウハウとして蓄積し、障害者スポーツセンターの取組のアップデートや地域の活動場所における取組支援等に活用する。なお、ふじのくにパラスポーツ情報センターにより、パラスポーツ活動に関する情報の一元化、発信を促進する。

▼「情報拠点機能」の具体的な取組例

- ・ スポーツに馴染みのない障害のある人にスポーツを実施してもらうための情報発信
- ・ パラスポーツの利用可能施設、地域のクラブ・サークル、用具に関する情報収集・提供
- ・ トップアスリートの活動に関する情報収集・提供、トップアスリートと連携した魅力発信
- ・ パラスポーツ活動に関するノウハウの蓄積・活用

(3) 人材育成・関係者支援機能 :パラスポーツ振興の担い手を育成・支援し、活躍を促す

パラスポーツ活動の担い手を広げるため、パラスポーツを担当する行政の担当者、パラスポーツ活動が行われる施設の運営者、指導者やボランティアといった「ささえる」人材の育成や、活動の受け皿となる競技団体、クラブ・サークル等の団体の立ち上げや継続的な活動・仲間づくりの支援に取り組む。また、地域で活動する担い手の情報を一元的に集約するとともに、担い手側と利用者・活動者側のニーズを把握し、活動の場においてマッチングする仕組みを整備することで、その活躍を促進する。

▼「人材育成・関係者支援機能」の具体的な取組例

- ・ パラスポーツの関係団体・関係者に対する知見やノウハウの提供、支援、助言
- ・ パラスポーツ活動を支える人材(指導員・ボランティア等)の育成、活動の場とのマッチング
- ・ 地域のクラブ・サークルの自立的な運営に向けた人材育成、支援、助言

(4) 指導・相談機能 :多様なパラスポーツ活動を応援する切れ目のないサービスを展開する

障害の有無や目的によらず誰もが気軽にパラスポーツ活動に取り組めるよう、様々な地域資源と連携しながら、適切な指導・相談を受けられる機会を拡充するとともに、日常的な活動環境を整備する。

▼「指導・相談機能」の具体的な取組例

- ・ パラスポーツをこれから始める人に対する指導・相談対応
- ・ 種目や競技力、目的に応じた各種スポーツ教室、大会、イベントの実施(施設外へのアウトリー チ活動を含む)
- ・ 障害の有無によらず楽しめるユニバーサルスポーツに関する教室、イベントの実施
- ・ 地域の活動拠点となるクラブ・サークル等の情報提供、マッチング
- ・ 医療機関や競技団体等と連携したアスリートの発掘、育成、支援
- ・ スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動
- ・ スポーツ実施に必要となる用具等の貸出、保管
- ・ スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等の支援

(5) 本県における「機能」の現状と方向性

障害者スポーツセンターに期待される機能について、現在は静岡県障害者スポーツ協会がそれぞれの 機能を発揮しており、障害者スポーツセンターの整備を契機とした取組の発展が求められる。

なお、静岡県総合社会福祉会館内は、静岡県障害者スポーツ協会が事務局を構えており、同会館1階には「ふじのくにパラスポーツ情報センター」が立地するなど、現在の活動拠点となっている。

図表 20 障害者スポーツセンターに期待される機能と現状の担い手組織

●ネットワーク機能	ットワーク機能 ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム(事務局:静岡県障害者スポー	
	協会)	
●情報拠点機能	ふじのくにパラスポーツ情報センター(運営:静岡県障害者スポーツ協会)	
●人材育成・関係者支援機能	静岡県障害者スポーツ協会	
●指導・相談機能	静岡県障害者スポーツ指導者協議会(事務局:静岡県障害者スポーツ協会)	

3 必要な人材、施設・設備

障害者スポーツセンターが、誰もが日常的にパラスポーツ利用が可能な場所となるよう、多様なニーズに対応可能な施設・設備を適切に確保するとともに、活動を支える人材・団体が活躍できる環境を整備する。

(1) 多様なパラスポーツニーズに対応できる活動場所の整備

障害者スポーツセンターが、パラスポーツ振興の拠点としての知見・ノウハウを蓄積するとともに、 地域のパラスポーツ実施環境を充足する役割を果たすために、多様なパラスポーツ活動に取り組みやす い施設・設備を整備する。

また、県全体の拠点であることから、地域単位での対応が困難な、より高い専門性が求められる利用者や特定の用途での利用者が安定的に活動可能な環境整備に取り組む。

▼「活動場所」として求められる具体的な要件例

- ・ 体育室、プール、トレーニング室をはじめとした多様な諸室の確保
- ・ 用具の保管・貸出(施設外活動に利用する場合含む)
- ・ 重度障害のある人や高齢の障害のある人への適切なスポーツ実施環境の提供
- ・ アスリートの日常的な活動拠点及び合宿機能の確保 ※宿泊機能については、障害者スポーツセンターとして整備せず、周辺地域の適切な施設との連携により確保することを想定する。

(2) 4つの機能を実装する人材・団体の活動環境の確保

障害者スポーツセンターに期待される機能を実装するために、その実行主体となる各組織・団体や構成施設の管理・運営事業者、障害者スポーツセンターへの配置が想定される専門指導者及びコーディネーターが活動に取り組むための環境として、十分な執務スペースや会議室等を確保する。

また、日常的に密な連携を図りながら事業を実施するために、情報共有の基盤となるシステム環境の 整備や協議体等の体制整備に取り組む。

(3) 障害の有無によらず安心して利用できるユニバーサルデザイン対応

障害の有無によらず、誰もが気軽にパラスポーツに親しむことができるよう、ハード・ソフト両面のユニバーサルデザイン対応が求められる。具体的な要件については、スポーツ庁「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック」(令和5年3月)等を参考としながら、特にハード面の対応については、障害者スポーツセンターの構成施設となる既存施設の状態を踏まえた合理的な整備内容を検討する。

▼「ユニバーサルデザイン対応」の具体的な取組例

- ・ 施設まで及び施設内のアクセシビリティの確保 (例:十分な台数の障害者等専用駐車場または余裕のある駐車場区画の設定、手すり、スロープ、エレベーター、点字ブロックの設置等)
- ・ 施設の安全性の確保(例:緩衝材の設置、支障物の排除等)
- ・ 施設の利用性の確保(例:多目的トイレ・更衣室、出入口の幅員の確保、プール内のスロープやリフトの設置等)
- ・ 館内表示・デザインの工夫 (例:フリガナや点字付きの案内表示、アイコンの活用等)
- ・ 利用時の人によるサポート、サポートツールの設置・活用(例:手話対応、筆談ボード、イヤーマフ等)
- ・ 緊急・非常時対応(例:音声や光で火災発生や避難誘導を知らせる警報装置等)

(4) パラスポーツ優先利用の仕組みの導入

原則として、すべてのスポーツ施設について、障害の有無によらず同様の条件で利用が可能な「共用」 施設であることが求められるが、実態として、スポーツ施設の稼働率が非常に高く、相対的に障害のあ る人の利用が限定される状態が発生している。

本県においては、障害者スポーツセンターをすべて「共用」とするのではなく、一部の施設を「優先」 施設とすることや、一部の時間帯について「優先利用」の仕組みを導入することで、障害のある人が日 常的・安定的にパラスポーツに取り組める環境を整備する。

▼「パラスポーツ優先利用の仕組み」の具体的な取組例

- ・ パラスポーツ利用を優先する利用枠・時間帯の設定
- ・ パラスポーツ利用の優先予約(他の用途よりも早い時期に予約可能)
- ・ 利用調整時、予約調整時のパラスポーツ利用の優先 等

図表 21 障害者「専用」スポーツ施設、障害者「優先」スポーツ施設、「共用」スポーツ施設の区分の考え方

区分	定義・考え方
障害者専用スポーツ施設	障害のある人が専用で利用できる施設(障害のある人以外は利用できない)
障害者優先スポーツ施設	障害のある人が優先的に利用できる施設 (障害のある人以外の利用が限定され
	ている)
共用スポーツ施設	一部の施設や一部の時間帯において、障害のある人が優先的に利用できる施設

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・中間まとめ」、笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」をもとに作成

4 立地条件

障害者スポーツセンターに期待される機能を果たすためには、県全体から誰もが利用しやすく、多様な関係者の連携が促進され、官民の資源を集積しやすい場所・環境であることが重要である。

今後、障害者スポーツセンターを構成する各施設を具体的に特定するにあたり、その立地条件の観点として、次の視点及び要件を重視する。

■ 県全体の拠点としての中心性

県内の中心的なパラスポーツの活動場所となるとともに、様々な関係者が集い、人材・モノ・資金・ 情報を集積しやすい環境を確保するためには、地理的な中心性を有し、県内各地からアクセスしやすい 立地であることが望ましい。

■ 施設へのアクセス性

障害者スポーツセンターが日常的に利用されるために、利用者・関係者が車及び公共交通でアクセスしやすい立地であることが望ましい。具体的には、ゆとりのある駐車場やエントランス前の車寄せの確保、広域利用を考慮した高速道路の IC との近接性、最寄りの駅やバス停から徒歩で気軽にアクセスできることなどが条件として想定される。

■ 地域資源との連携性

パラスポーツ振興にあたって、医療機関・教育機関等の地域資源との連携が重要になる。より日常的 に連携しやすい体制を確保するため、周辺に様々な地域資源が近接していることが望ましい。

図表 22 効果的な機能発揮のために求められる立地条件

視点	立地条件
拠点としての中心性	県内のパラスポーツ資源を集積しやすい地理的な中心性があること
施設へのアクセス性	利用者・関係者が車・公共交通でアクセスしやすい場所であること
地域資源との連携性	連携が期待される医療機関・教育機関等の地域資源と近接していること

第5章 今後の事業工程・検討事項

■ 障害者スポーツセンターの整備内容の具体化

本構想で整理した障害者スポーツセンターの整備を着実に進めるために、必要な施設要件を踏まえた施設・設備改修の必要性を調査するとともに、必要に応じて対象施設・設備の整備内容を具体化する必要がある。

施設の決定にあたっては、第4章で整理した「立地条件」の観点から、障害者スポーツセンターの機能を最大限発揮するために本県内のどの地域に整備することが適当か、また、その地域内の既存資源の状態(施設の立地、パラスポーツの活動状況、ユニバーサルデザイン対応の状況等)を整理するなかで、どの施設を活用することが効果的か検討する必要がある。その際、本県が所有する施設のみならず、県・市町・民間の連携を前提とした幅広い施設の活用可能性を検討することが重要である。

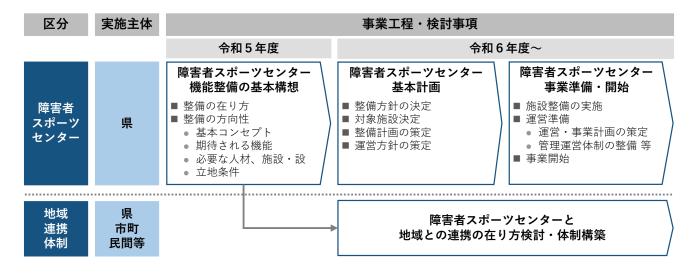
■ 施設運営方針の具体化及び体制構築

障害者スポーツセンターが期待される役割を果たすためには、施設・設備の整備と併せて、その機能を持続的に発揮し続けるための「運営」の観点が極めて重要である。特に、期待される「4つの機能」のそれぞれについて、誰が、どのように具体的な事業を実行するのかといった方針整理や、施設の情報やサービスをどう連携させるかといった体制構築、県・市町としての財政負担の在り方など、施設の運営形態を考慮した検討が必要になる。

■ 障害者スポーツセンターの機能を県全体へ波及させるための地域との連携強化

本県は、東西に長く半島部を有するなど広い県土を有しており、パラスポーツへの取組状況やニーズも地域によって様々である。県内のどの地域においてもパラスポーツに日常的に取り組める状態を実現するためには、障害者スポーツセンターと連携した、より身近な地域ごとの活動環境の確保が重要になる。地域連携を踏まえた本県のパラスポーツ振興の全体像を描いたうえで、その視点から障害者スポーツセンターに求められる機能を再整理するとともに、各地域のスポーツ施設等との役割分担や各地域におけるパラスポーツ推進体制の在り方などを検討する必要がある。

図表 23 今後の事業工程・検討事項



参考資料



スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 中間まとめ概要①



- 地域の障害者スポーツ振興の拠点としての「障害者スポーツセンター」を広域レベル(都道府県単位)で1つ以上整備することを 描言。
- 障害のある人がより身近な環境でスポーツに親しむ環境を実現し、ともにするスポーツを推進するため、「障害者スポーツセンター」を 地域全体で障害者スポーツ振興を行う、幅広い機能と高い専門性を持つ人材と拠点となる施設等から構成される、包括的な地域 拠点として、その役割や機能等を整理。

地域における障害者スポーツ振興



障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境

障害のある人が、やりたいスポーツに出会えていない。

- 障害のある人の身近なところに活動の拠点となるクラブやチーム等がない。 また、それらの情報が得られないことがある。
- 身近なスポーツ施設やクラブ等で、障害のある人への理解が進んでいない。
 - 障害者スポーツの指導者を確保する必要がある。
- 者スポーツの活動や機会の創出に向けた広範な支援を行う地域の拠点が 上記の課題に対応して、障害者スポーツの知見やノウハウを蓄積し、障害 方域アヘルで整備されていない。
- 地域における障害者スポーツ振興の拠点(障害者スポーツセンター)を 広域レヘルごとに 1以上整備。
- スポーツ施設やクラブによる障害のある人の利用しやすさ向上のための取 組に対する支援、障害のある人の施設利用等に対する理解促進のため の啓発、障害のある人にスポーツ指導できる人材の確保・配置を推進。 ○ の拠点を中心に、) 型細 川岡

6

- 障害のある人が活動できるクラブやチームの情報収集・発信の仕組みの
 - 障害のある人ない人がともにスポーツを楽しむ機会の創出。

障害者スポーツセンターの在り方

- 障害のある人が初めてスポーツに触れる機会を創出するスポーツ導入支援(ガイダンス)の中心的な役割。 ① 障害のある人が初めてスポーツに触れる機会を創出するスポーツ導入支援(ガイの) 障害のある人が身近な場所でスポーツを継続できるよう地域における環境整備の 域内の障害者スポーツ振興の活動を支え・育てる存在としてのバブとしての役割。④ 広域における関係機関・団体の中核としてネットワーク形成の主たる役割。
 - 障害のある人が身近な場所でスポーツを継続できるよう地域における環境整備の中心的な役割
- これらに加え、大都市圏のセンターには、より先進的な取り組みを行うとともに、他の都道府県のセンターへのノウハウや知見の提供、センター間の情報共有や連携の促進 ひもにスポーツを楽しむ取組の推進やインクルーシブな環境整備のための先導的な役割。 役割
 - 上記の役割は、障害者スポーツセンターの施設の管理・運営者が全て担うのではなく、地域の実情を踏まえ、障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会等と適切に役割分担することを提示。 など、広域における中核的な拠点としての役割を期待。

現状

課題

٧

ソ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ。 中間まとめ概要(1 W



期待される機能



医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携 (スポーツ導入支援等)

義肢装具士等との連携(用具・装具のフィッティング等のサポート やサークル、地方公共団体等との連携 (身近なスポーツ実施環 障害者スポーツ団体、スポーツ団体、スポーツ施設、スポーツクラブ 境の整備、地域の活動拠点への移行支援、ともにスポーツを楽し む環境の整備等)

スポーツ関係者、教職員(志望者も含む)、医療関係者(志 望者も含む)、社会福祉施設関係者、手話通訳者、介助者等 に対する知見やノウハウの提供や支援、指導及び助言

「ともに」スポーツを楽しむ機会創出のための、ノウハウの提供、 地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣等

支援機能 関係者

企画の支援、人材の派遣



スポーツ実施を促すための情報発信

アスリートの競技大会における活躍状況等の情報収集及び発信 地域のスポーツクラブの活動状況等に関する情報収集及び提供

競技力を求める障害のある人向けの情報収集及び提供

障害者スポーツ活動実施に係る全般的なノウハウの蓄積

必要な用具等の拠点や専門家に関する情報収集及び提供

€

情報保障

視覚障害、聴覚障害、知的障害等を有する利用者のための

施設内で行うスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣 スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導

スポーツ無関・心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動 地域の活動拠点を探すための指導助言

個々の事情にあった継続的なスポーツ実施に関する助言指導

由談機能

必要な用具等の貸し出し、保管

スポーツ用具や装具のフペティング、調整、修理等のサポート

スポーツにはじめて触れる人や、重度障害者、地域のスポーツ施設への支援、用具等の拠点など、地域の拠点としての機能に注力する一方、基礎自治体の施設等でも取組可能な活動(地域のスポーツ施設で 実施可能な教室、ボランテイアの情報集約等)は地域の施設等に委ねるべき。 その他、地域のニーズに合わせて、付加する機能を検討して決めていく方向性を提示。(例:水上スポーツや冬季スポーツに関する教室、アスリート支援、用具・装具・補助具の開発・等) *

🗸 留意事項

- 障害者へのスポーツ指導のノウハウを蓄積する観点から、拠点となる施設は障害者専用又は優先とすることが望ましい。専用の場合は、ともにするスポーツに 関する知見やノウハウを蓄積するための取組が必要。共用の場合は、一部時間帯や施設の専用・優先利用等、障害のある人の利用を増やす工夫が必要。
 - 障害者スポーツ振興の役割分担を考慮し、施設の機能以外の部分について、指定管理業務とは別途行政から業務を委託することも考えられる。
- 障害者スポーツセンターの施設の指定管理者を募集する基準として、域内全体の障害のある人のスポーツ実施への寄与や、域内のスポーツ施設が障害の 有無に関わらず利用しやすくなるような支援、障害のある人とない人がともにするスポーツの環境整備への寄与等のような評価基準を設けることが望ましい。 •

拠点機能

情報

スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ。 中間まとめ概要③







指導者は、様々な障害の特性や配慮事項等を踏まえた安全・ 安心で、障害のある人一人一人に合わせた多様な指導ができる ことが期待される。

関係者と連携するためのコーディネーター、スポーツ指導にあたる

指導者の定常的な配置が必要。

- コーディネーターは、一人一人の異なるニーズに合わせて、域内 全体の便益を意識しながら、関係者間の調整ができることが期 待される。
- の採用・育成ができるよう、待遇・キャリアの仕組みの整備が望ま 人員体制の整備に当たっては、職員の定着、持続可能な職員
- ※ その他、域内の役割分担や機能に合わせて、必要な人材を確保していく 方向性を提示。

拖設·設備 必要な

- 知見やノウハウを蓄積するため、1つ以上の何らかのスポーツ 複数のスポーツ施設を併せて、1つの障害者スポーツセンターの し、更衣室、音声や光で緊急事態や避難誘導を知らせる装置 用具の保管庫などが必要。駐車場、入口付近のロータリーが 施設がユニバーサルデザイン化され、身体障害者等のためのトイ 施設・設備(体育館、プール、トレーニング室など)が必要。 施設として捉えることも考えられる。
- ※ その他、域内の事情を踏まえて、必要な施設・設備を設置していく方向性を提示。





整備の進め方

- 地域において、域内の障害のある人とない人の意見を聞きながら、既存施設への機能の付与・充実、人員・体制の充実、施設の新設・改修等、整備の進め方を 検討する必要。その際、PPP/PFIなど民間資金と創意工夫を活用することについても、検討
- 機能の拡充等と人員の充実は、業務量と人員のバランスに留意する必要。
- 施設・設備の整備は、新設に限らず、廃校なども含む既存施設の改修や複数のスポーツ施設のネットワーク化も含めて検討。

国等による支援

- 国は、地方公共団体の障害者スポーツセンターの整備・機能強化に関する計画策定を支援。
- 国は、地方公共団体や障害者スポーツセンターのセンター機能強化に関する先進的な取組の創出、持続可能な地域の障害者スポーツ振興を支える人材育成 の仕組みの整備を支援。
- 国は、地方公共団体に対して、障害者スポーツセンターの施設・設備の整備に必要な情報の提供や支援を実施。
- 国は、大都市の障害者スポーツセンターのより広域における中核的な拠点としての活動を支援。
- JPSAは、地域の拠点候補に関する情報収集等や、障がい者スポーツセンター協議会への登録勧奨、障害者スポーツセンター等に対する必要な指導助言、

【参考資料2】ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ設置要綱

(設置目的)

第1条 規約第17条に基づき、静岡県パラスポーツ推進協議会が提言した取組や、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシム会員(以下「会員」という。)が抱える共通課題について、会員の知見・ノウハウを活用して、解決策等の検討を行うために、「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 ワーキンググループは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を 行う。
- (1) 環境整備ワーキンググループ
 - ・障害者スポーツセンターの整備に関すること
 - ・その他パラスポーツの環境整備に関すること
- (2) アスリート強化ワーキンググループ
 - 医・科学連携に関すること
 - パラアスリートの支援に関すること
 - ・その他パラアスリートの強化に関すること
- (3) 裾野拡大ワーキンググループ
 - ・パラスポーツの普及拡大に関すること
 - パラスポーツ情報センターの支援に関すること
 - その他パラスポーツの裾野拡大に関すること
- (4) (1)~(3)以外の所掌事務の追加、変更が必要となった場合は、企画委員委員会委員長が 別に定める。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、前条のワーキンググループごとに委員8人程度をもって組織 し、当該委員は、次の各号に掲げる者のうちから企画委員会において選定し、会長が委嘱す る。
- (1) 障害者、パラアスリート
- (2) 障害者に関する地域ボランティア活動実践者
- (3) 民間企業関係者
- (4) 障害者競技団体関係者
- (5) 障害者スポーツ指導者
- (6) 施設管理に精通した者
- (7) 医療・リハビリの専門家
- (8) 福祉団体関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 国、自治体関係者
- (11) その他企画委員会委員長が認めた者

- 2 各ワーキンググループにはグループ長を置く。
- 3 グループ長は、企画委員会委員を充てる。
- 4 グループ長は、ワーキンググループの事務を総括する。
- 5 グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、委員のうちからグループ 長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 各ワーキンググループには、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 7 ワーキンググループの事務事業を支援するため、静岡県スポーツ振興課職員の協力を 求めるものとする。

(会議)

- 第4条 会議は、各グループ長が必要に応じ招集する。
- 2 グループ長が、必要があると認めたときには、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見 を聞くことができる。

(会議の非公開)

- 第5条 会議は、原則として非公開とする。
- 2 議事次第等を公開する必要がある場合には、構成員と協議の上、事務局において、発言者が特定されないよう配慮しながら、概要のみ公開する。

(報告)

第6条 各会議で協議した事項等について、グループ長が企画委員会に報告する。

(事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム事務局 に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、企画 委員会委員長と協議した上、各グループ長が別途定める。

附則

この要綱は、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムの設立の日から施行する。

【参考資料3】ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備ワーキンググループの概要

1 ワーキンググループメンバー

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	区 分
鈴木 学	静岡県スポーツ・文化観光部理事兼スポーツ局長	行政
杉山 金吾	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 専務理事	障害者 スポーツ
福永 秀樹	公益財団法人静岡県スポーツ協会 常務理事 (指定管理事業委員長)	指定管理者
大橋 弘	株式会社 VELTEX スポーツエンタープライズ 顧問	民間企業
若山 英史	静岡県障害者スポーツ応援隊	パラアスリート
能口 富	静岡市スポーツ振興課長	行政
松野 英男	浜松市スポーツ振興課長	行政
波多野 俊哉	静岡県障害者スポーツ指導者協議会副会長	指導者
小淵 和也	公益財団法人笹川スポーツ財団政策ディレクター (ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム環境整備アドバイザー)	県 アドバイザー

2 ワーキンググループの開催概要

日付	内 容
令和5年10月11日(水)	第1回環境整備ワーキンググループ : 基本構想構成案の検証、業務工程の確認
11月14日 (火)	視察 (東京都障害者スポーツセンター)
12月 5日 (火)	視察(長野県障がい者福祉センター)
12月 7日(木)	第2回環境整備ワーキンググループ : 基本構想骨子案の検証
令和6年1月22日(月)	第3回環境整備ワーキンググループ : 基本構想中間報告案の検証
2月15日 (木)	第4回環境整備ワーキンググループ : 基本構想最終報告案の検証

静岡県 スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツ振興課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 MAIL sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp